

質問No.	質問	回答
1	本事業について入札書の提出は不要か。	本事業は企画提案となりますので、入札書の提出は不要です。
2	前回公募（5月14日公表）との大きな違いはあるか。	事業内容に違いはございません。
3	複数団体で事業を実施している場合、応募はどうすればよいか。	スポーツ庁と契約締結をしていただく代表者となる団体が必要となります。 他団体に関わる場合には再委託等によりご対応をお願いします。
4	採択団体が地方自治体であっても契約締結を行うか。	本事業は業務委託となりますので、地方自治体であっても契約締結を行います。
5	再委託先も会社案内や財務諸表等の提出が必要か。それとも誓約書の提出のみでよいか。	再委託先からの会社案内や財務諸表等の提出は不要です。 誓約書については提出が必要です。
6	再委託額に上限はあるか。	100%再委託は認められませんが、金額に上限はありません。
7	スタジアムを中心とした取り組みであれば、例えばスタジアム外も活用したマラソン大会等、スタジアムを越えた取り組みでも構わないか。	構いません。
8	構想・計画等の策定も契約期間内に完了しなければいけない認識でよいか。	ご認識のとおりです。 本事業では、契約期間内に中長期的な計画の策定とその計画に基づいた実証をしていただく必要があります。 ※効果検証に関しては、実証の取組の関係で次年度になってしまうことも想定しております。次年度以降の経費等は自己負担でお願いいたします。